

6. 利用料及びその他の費用の額

(1) 利用料金

① 予防短期入所生活介護サービス基本料金

	1日あたりの自己負担額(1割負担の場合)		1日あたりの自己負担額(2割負担の場合)		1日あたりの自己負担額(3割負担の場合)	
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室
要支援1	451 円	451 円	902 円	902 円	1,353 円	1,353 円
要支援2	561 円	561 円	1,122 円	1,122 円	1,683 円	1,683 円

(2) 加算料金

- ② 送迎費片道 184 円 /回
- ③ 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 円 /月
- ④ 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 円 /月
- ⑤ 機能訓練体制加算 12 円 /日
- ⑥ 療養食加算 8 円 /日
- ⑦ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22 円 /日
- ⑧ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18 円 /日
- ⑨ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6 円 /日
- ⑩ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ①～⑨までにより算定した単位数の1000分の83(R6.5月まで)
- ⑪ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) ①～⑨までにより算定した単位数の1000分の60(R6.5月まで)
- ⑫ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ ①～⑨までにより算定した単位数の1000分の27(R6.5月まで)
- ⑬ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ ①～⑨までにより算定した単位数の1000分の23(R6.5月まで)
- ⑭ 介護職員等ベースアップ等支援加算 ①～⑨までにより算定した単位数の1000分の16(R6.5月まで)
- ⑮ 介護職員処遇改善加算Ⅰ ①～⑨までにより算定した単位数の14.0%(R6.6月より)
- ⑯ 介護職員処遇改善加算Ⅱ ①～⑨までにより算定した単位数の13.6%(R6.6月より)
- ⑰ 介護職員処遇改善加算Ⅲ ①～⑨までにより算定した単位数の11.3%(R6.6月より)
- ⑱ 介護職員処遇改善加算Ⅳ ①～⑨までにより算定した単位数の9.0%(R6.6月より)
- ⑲ 食費
 - 朝食 482 円
 - 昼食 482 円
 - 夕食 481 円
- ⑳ 滞在費
 - 従来型個室 1,171 円 /日 (R6.7月まで)
 - 多床室 855 円 /日 (R6.7月まで)
 - 従来型個室 1,231 円 /日 (R6.8月から)
 - 多床室 915 円 /日 (R6.8月から)
- ㉑ その他 レクリエーション等にかかる費用等は自己負担となります。

* サービス費の負担割合は市町村から発行される利用者負担割合を称する書面にに基づきます。

- * 上記料金のうち①から④の自己負担額については、1日または1回あたりの介護保険報酬単位数
厚生労働大臣が定める地域区分の適用地域に該当する地域単位数を乗じ算定するため
ご利用回数等により変動がございます。
- * 地域単位数は10.33です。